

古河市地域生活支援拠点事業

こ が ワンチーム サ ポ ー ト

KOGA ONE TEAM SUPPORT

～ 地域みんなでサポート ～



ガイドライン

令和6年度
古河市 福祉部 障がい福祉課



～ 目 次 ～

1	－ ガイドラインについて	3
2	－ 地域生活支援拠点とは	4
3	－ 地域生活支援拠点の5つの機能	4
4	－ 古河市における地域生活支援拠点の整備類型について	5
5	－ 古河市地域生活支援拠点の考え方について	5
6	－ 古河市地域生活支援拠点コーディネーターの主な役割について	6
7-I	古河市地域生活支援拠点の各機能について(1)相談	6
7-II	古河市地域生活支援拠点の各機能について(2)緊急時の受け入れ・対応	13
7-III	古河市地域生活支援拠点の各機能について(3)体験の機会・場の提供	18
7-IV	古河市地域生活支援拠点の各機能について(4)専門的人材の確保・育成	20
7-V	古河市地域生活支援拠点の各機能について(5)地域の体制づくり	21
8	－ 古河市地域生活支援拠点事業への実施について	24

1. ガイドラインについて

平成26年5月に改定された、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条に基づく国の基本指針において、地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で「地域生活支援拠点等」の整備を図るよう規定され、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを障害福祉計画の成果目標として設定されました。

しかしながら、全国的に整備が進まない状況にあり、国の第5期障害福祉計画(平成 30～32 年度)では、引き続き令和2年度末までに整備することを基本とされました。

その後も第6期障害福祉計画(令和 3～5 年度)の成果目標として、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証、検討することを基本とすることに変更されました。

古河市では、令和3年3月に策定した『第6期古河市障害福祉計画』において、令和5年度末までに1ヶ所、地域生活支援拠点等を整備することを目標値として具体的に設定しました。

整備にあたっては、国の基本指針において、地域の状況に応じ、自立支援協議会の意見等も聞きながら5つの機能の確保について検討するよう求められているため、古河市では、古河市障害者自立支援協議会「障がい者にやさしいまちづくり専門部会」を中心に検討を行ってきました。

令和5年4月1日に古河市地域生活支援拠点事業の中心的役割を担うものとして、古河市基幹相談支援センター「青嵐荘つくし園相談支援事業所」に拠点コーディネーター業務の委託契約を行い、古河市地域生活支援拠点がスタートしました。令和5年度においては、古河市の地域生活支援拠点の在り方を整理し、古河市内の障害福祉サービス事業所に拠点事業に登録していただけるよう説明会等を開催してきた。また、地域包括支援センターとの連携も必要と考え、地域包括支援センター会議で協力体制が構築できよう説明を行ってきました。

令和6年度になり、市内障害福祉サービス事業所が拠点登録していただき体制が整いつつある中、地域との連携が必要であると民生委員児童委員定例会(各地区)での、事業説明及び協力依頼を行ってきました。

今後も、古河市地域生活支援拠点は障害福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークを強化し、各機関の役割分担を行い、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を整備していくことが重要と考え「こが サポ(KOGA ONE TEAM SUPPORT)構想 ～地域みんなでサポート～」の整備を目指していきます。

そのため市として、本ガイドラインを明示することで、すべての関係者が共通の認識を持ち、適切に役割分担を行い、円滑な整備の構築を進めてまいります。

なお、本ガイドラインは今後、必要に応じて見直しを行っていく予定です。

2. 地域生活支援拠点とは

地域生活支援拠点とは、障がいのある方の高齢化、重度化や「親なき後」を見据え、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域全体で支えるための体制づくりのことであり、次の2つの目的を有しています。

☞ 目的① 緊急時の相談、短期入所等の受入体制を整備することにより、地域生活における安心感を確保する。

☞ 目的② 体験の機会の提供を通じて、グループホーム、一人暮らし等の地域生活への移行・継続を支援する。

3. 地域生活支援拠点の5つの機能

①相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能
②緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場	病院、施設からの地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・育成	医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

4. 古河市における地域生活支援拠点の整備類型について

地域生活支援拠点の整備方法には、拠点の5つの機能を一つの事業所が全てを担う「多機能拠点整備型」と地域の既存の事業所等が連携して機能を担う「面的整備型」の2つのパターンがあります。

古河市の地域生活支援拠点整備については、地域の障害福祉サービス事業所や地域住民などが連携し、障がい者等の生活を地域全体で支える「面的整備型」として“地域みんなでサポート”をスローガンとして【こが サポ】「KOGA ONE TEAM SUPPORT (コガ ワンチーム サポート)」を進めていきます。



5. 古河市地域生活支援拠点の考え方について

古河市では、障がいのある方が安心して地域生活を送ることができるよう、基幹相談支援センターが地域生活支援拠点コーディネーターとして、中心的な役割を果たし、障がいのある方やその家族、相談支援事業所をはじめとする機能を担う事業所、関係機関との連携を強化していくことで、障がいのある方の様々なニーズに対応するサービス提供体制の確保し、地域全体でサポートする「こが サポ(KOGA ONE TEAM SUPPORT)」体制を構築していくものである。

6. 古河市地域生活支援拠点コーディネーターの主な役割について

- (1) 24時間、365日対応相談受付
- (2) 地域の社会資源をつなぐネットワーク整備
- (3) 緊急対応が必要な方を事前に把握するための登録台帳の整理
- (4) 地域で安心して生活していくための支援への整備
- (5) 緊急対応にならないよう事前に支援体制の整備
- (6) 緊急対応後の支援、調整
- (7) 体験入所等の利用調整や障害福祉サービス利用の支援
- (8) 支援者の育成、スキルアップを図る

7- I 古河市地域生活支援拠点の各機能について (1)相談

(1)「相談」の具体的な内容

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、緊急時の連絡体制を確保し、緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

🔗『親亡き後や緊急時を見据えて予防的に支援体制を整える』

○対象者は、<u>[本人の状況]</u>と<u>[家族等の状況]</u>が複合、かつ緊急時に支援が見込めない者 ※緊急時…何らかの理由で、通常の介護、支援が受けられない状態。 ※支援がないと、生命に関わる。生活に著しく支障がある。反社会的行動を起こす。	
本人の状況	① 障害福祉サービス等の利用が必要だが利用がない。 例)サービスへの拒否が強い。サービスを利用していたが中断している。 ② 障害福祉サービス等を利用しているが課題がある。 例)通所先でトラブルがある。 ③ 生活面での課題がある。 例)健康面、精神面、行動面、経済面、虐待、ヤングケアラー ④ 社会面での課題がある。 例)近隣住民等とのトラブル
家族等の状況	① 単身である。 ② 同居家族の支援力に課題がある。 ③ 同居家族以外の親類等で支援する者がいない。 ④ 家族、親類以外の支援者の体制が未構築 ⑤ 経済的困窮(生活保護者は除く。)

※緊急時の定義は必ずしも上記、状況の世帯のみを対象とはせず、状況に応じて柔軟に対応する。

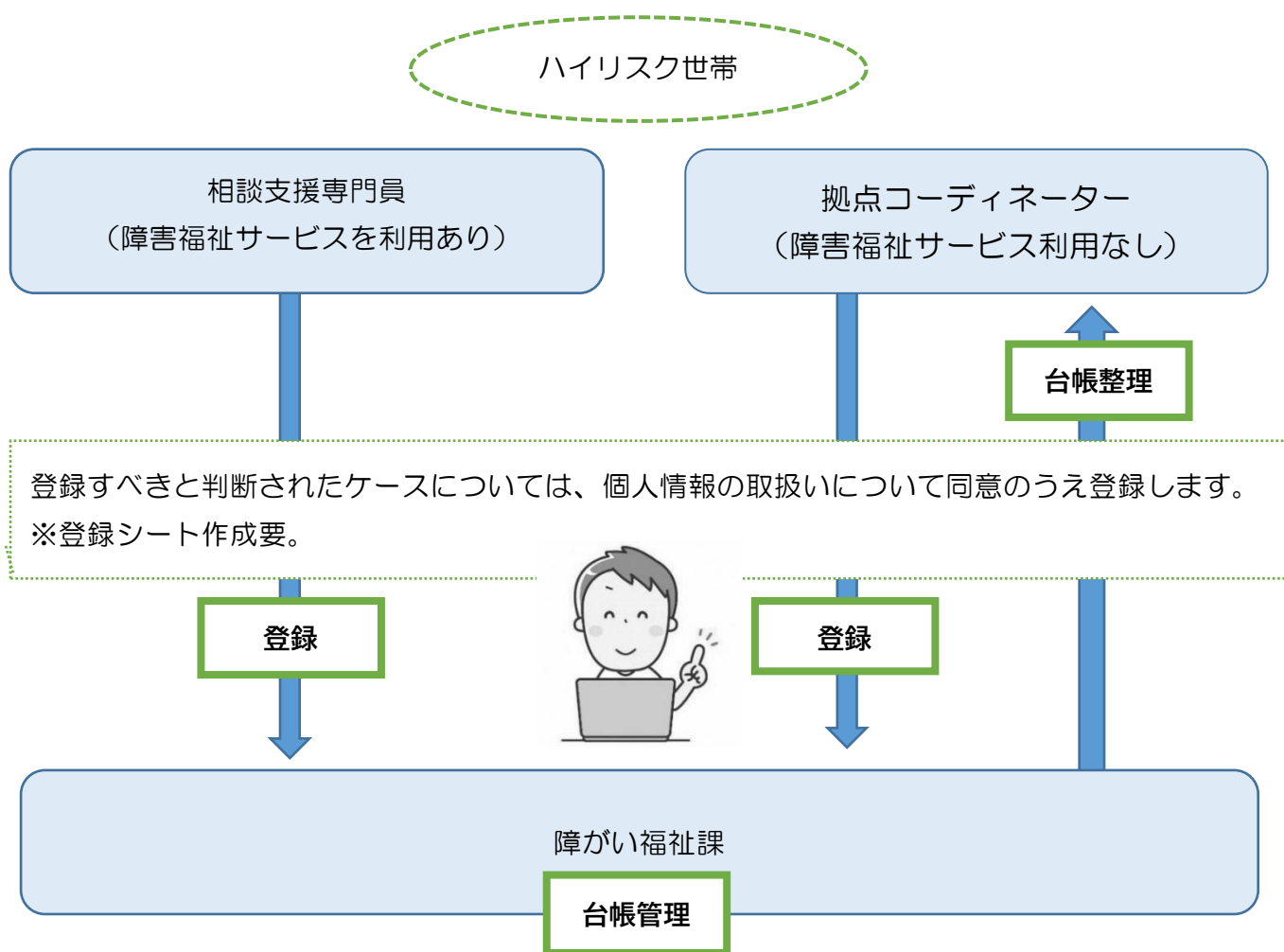
【想定される事例】

- ・急病等による介護者の不在
- ・冠婚葬祭(ただし、結婚などの事前に想定できるものは除く)
- ・常時行っている生活の継続が見込めない場合
- ・福祉サービスが何らかの理由で利用継続が出来なくなった場合
- ・本人、家族の状態が急変し、現状の生活維持が困難な場合
- ・その他突発的な事情で居住地を喪失もしくは安定した在宅生活が困難な場合

(2) 事前登録「こが サポ(KOGA ONE TEAM SUPPORT)」への登録

緊急時に支援が見込めない世帯(ハイリスク世帯)において、緊急事態に備えるため、事前に対象者の情報を把握・登録した上で、その後、緊急事態があった場合には、その登録情報に基づいて、障がい福祉課、拠点コーディネーター等と連携し、適切にサービスが利用できるよう支援します。また、緊急時に支援が見込まれない状況にある障がいのある方を事前相談により把握し、緊急時にスムーズな対応ができるよう体制整備をします。

「こが サポ (KOGA ONE TEAM SUPPORT)」登録イメージ



【事前登録の流れ】

①登録相談

緊急時に支援が見込まれない障がいのある方または家族等は事前登録による緊急時対応を希望するかどうかあらかじめ相談を行う。

①A 障害福祉サービス利用者 ➡ 相談支援専門員

①B 福祉サービスを利用していない方 ➡ 拠点コーディネーターまたは障がい福祉課

②対象者の確認

対象となる方は「緊急時に支援が見込めない方」(ハイリスク世帯)となりますので、家族(支援者を含む)等の状況を総合的に判断し、緊急時支援の必要性を確認する。

③登録シートの作成及び提出

緊急時支援が必要と判断された方については、登録することの同意を得たうえで、登録シートを作成し、障がい福祉課に提出する。

④登録

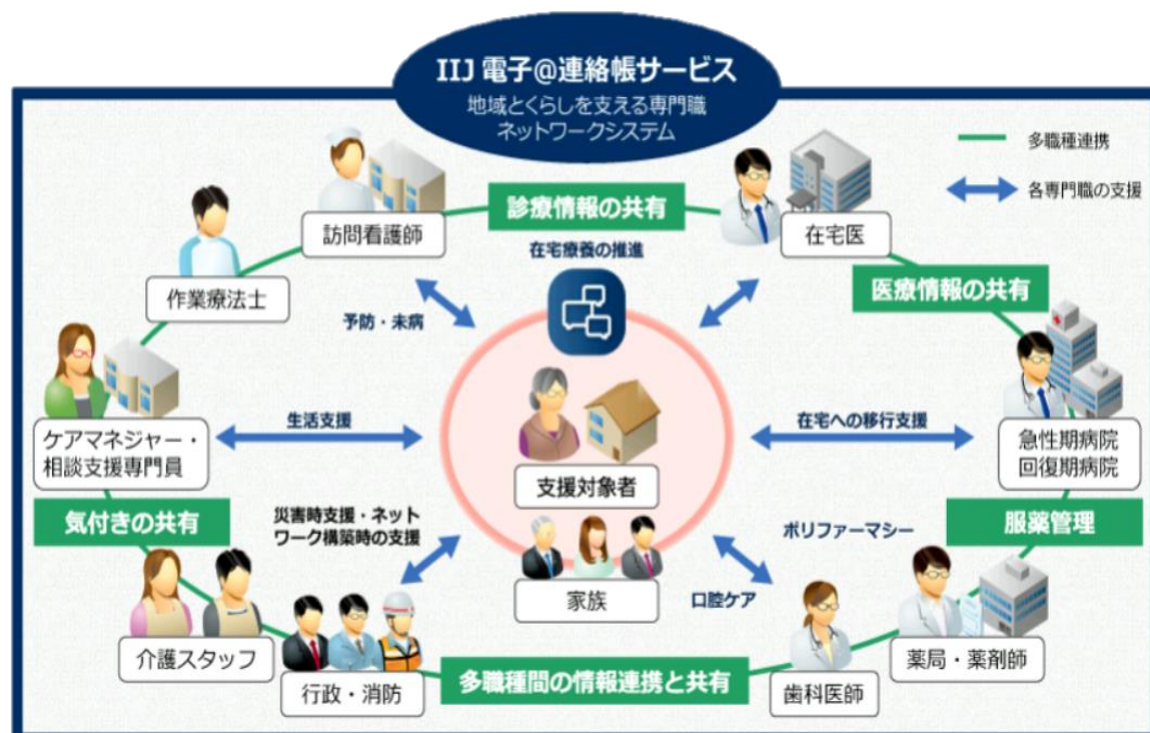
登録シートの内容を確認したうえで、電子@連絡帳に登録する。

※電子@連絡帳とはインターネットを通じて、支援機関同士で個人情報の共有や事務連絡等を円滑に行うためのシステムです。(利用のための費用は無料)※別途通信料等は各自負担となります。



事前登録することが重要ではなく、緊急支援にならないよう、事前に短期入所の体験や支援体制を確保できるような支援を整えていく必要があります。

古河市電子@（あっとまーく）連絡帳



活用例 電話・FAX・Eメール・郵送の代わり

古河市電子@連絡帳

電話と比べて

- ・いつでも連絡できる
- ・外出の多い職種とも連携しやすい
- ・情報共有の記録が残る

Eメールと比べて

- ・メールアドレスの共有が不要
- ・「既読」が確認できる
- ・👍（アクションボタン）が使える

FAXと比べて

- ・鮮明な画像を送れる、受け取れる
- ・プライバシーを保護できる

郵送と比べて

- ・情報共有が速やかに行える
- ・大幅なコスト削減ができる

古河市地域生活支援拠点等事業【コガ サポ(KOGA ONE TEAM SUPPORT)】
登録シート

作成日		事業所名		作成者	
-----	--	------	--	-----	--

① 登録者の情報

ふりがな		生年月日		年齢	才
氏 名		性別		所属 (職場・学校名等)	
住 所		電話番号			
		FAX番号			
		Eメール			
手 帳 (有・無)	身体 級 障害名: 療育 級 診断名: 自立支援医療(精・更・育) 診断名:		疾病、持病、アレルギー、発作等の状況		
通院先	医療機関:		主治医:		頻度:
服薬	有・無 種類:		頻 度:		管理:
福祉 サービス (有・無)	区分: サービス内容: 通所事業所:				
健康保健	国保・社保・船保・共済・生活保護・その他()				
経済状況	収入(有・無) 月 円・障害年金 級・生活保護・その他				

② 家族・支援者の情報

家 族 構 成	氏 名	続柄	生年月日	年齢	職業	同居・別居	家族構成
親 族 等 の 支 援 が 可 能 な 方	氏 名	続柄	生年月日	住所	職業	連絡先	

③ 緊急時に想定される相談内容

相談内容	対応

④ 登録者のADLについて

日常生活状況	食事	☐ 自立 ・ ☐ 一部介助 ・ ☐ 全介助 ☐ 常食 ☐ 粥 ☐ 刻み ☐ 超刻み ☐ ミキサー食 ☐ 箸 ☐ スプーン ☐ フォーク ☐ （ ）		
	排泄	☐ 自立 ・ ☐ 一部介助 ・ ☐ 全介助 おむつの使用(☐ 無 ☐ 有) ・ 遺尿の有無(☐ 無 ☐ 有) ・ 夜尿の有無(☐ 無 ☐ 有) 使用便器 (☐ 和式 ☐ 洋式 ☐ 立式 ☐ おむつ ☐ ポータブル) ・ 排尿間隔 (時間くらい) 排便回数 (日に 回くらい) ・ 便秘対策 (☐ 無 ☐ 有)		
	生理	☐ 自立 ・ ☐ 一部介助 ・ ☐ 全介助		
	着脱	☐ 自立 ・ ☐ 一部介助 ・ ☐ 全介助		
	入浴	☐ 自立 ・ ☐ 一部介助 ・ ☐ 全介助		
	洗面	洗顔(☐ 自立 ・ ☐ 一部介助 ・ ☐ 全介助) ・ 歯磨き(☐ 自立 ・ ☐ 一部介助 ・ ☐ 全介助)		
	睡眠	眠剤(☐ 無 ・ ☐ 有) ・ 寝具(☐ ベッド ・ ☐ ふとん ・ ☐ 両方可) ・ 夜間状況への対応		
	歩行	☐ 独歩 ☐ 杖 ☐ 歩行器 ☐ 車いす ☐ その他の補助具 ・ 段差(☐ 可 ・ ☐ 不可)		
会話	☐ 可 ・ ☐ 不可			
行動特徴				
利用時の配慮事項				
受入れ希望先	事業所名		利用歴：有・無	利用時期： 頃
	事業所名		利用歴：有・無	利用時期： 頃
	事業所名		利用歴：有・無	利用時期： 頃
備考				

古河市地域生活支援拠点事業に伴う事前登録を希望するため申請します。また、計画相談支援事業所に古河市地域生活支援拠点事業に伴う事前登録シートの作成を依頼し、緊急時に備えて、支援関係者、拠点コーディネーター等にこれを提供することに同意いたします。

署名(本人又は保護者) _____ 印 _____

※自署の場合、押印は不要です。

(3)「相談」機能を担う主な機関と役割

機能を主に担う機関	役 割
[計画相談を利用している場合] ・相談支援事業所	・緊急時の支援が見込めない世帯の把握に努める。 ・緊急時に備え、短期入所等の利用を提案し、サービス利用を調整します。 ・緊急時の対応について、関係者等への連絡手段や支援体制を準備します。 ・緊急事態の発生を予防するための支援策を検討しておく。 ・上記、調整等を行った上でハイリスク者については、事前に「コガ サポ(KOGA ONE TEAM SUPPORT)」登録の上、情報を拠点コーディネーター及び障がい福祉課と共有し、支援体制を構築し、緊急時に備える。
[計画相談を利用していない場合] ・拠点コーディネーター	・計画相談を利用しておらず、緊急時の支援が見込めない世帯の把握に努め、相談や情報提供を受けた場合、緊急時の支援体制を準備する。 ・24時間、365日の相談、緊急対応を行う。 ・相談支援事業所へのアドバイス等支援をする。 ・「コガ サポ(KOGA ONE TEAM SUPPORT)」登録の上、支援体制を構築し、緊急時に備える。 ・必要に応じて関係者を含めた支援会議を開催し、関係機関との連携を図る。

(4)関連する加算等(地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所が算定できます。)

加 算	内 容
地域生活支援拠点等相談強化加算 【700単位/回】(月4回を限度)	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所等への緊急時の受け入れの対応を行った場合に加算します。

7-II 古河市地域生活支援拠点の各機能について (2)緊急時の受け入れ・対応

(1)「緊急時の受け入れ・対応」の内容

介護者の死亡、急病等の理由により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難な状況になったとき、短期入所等の受け入れや医療機関等への連絡、その他必要な対応を行う機能

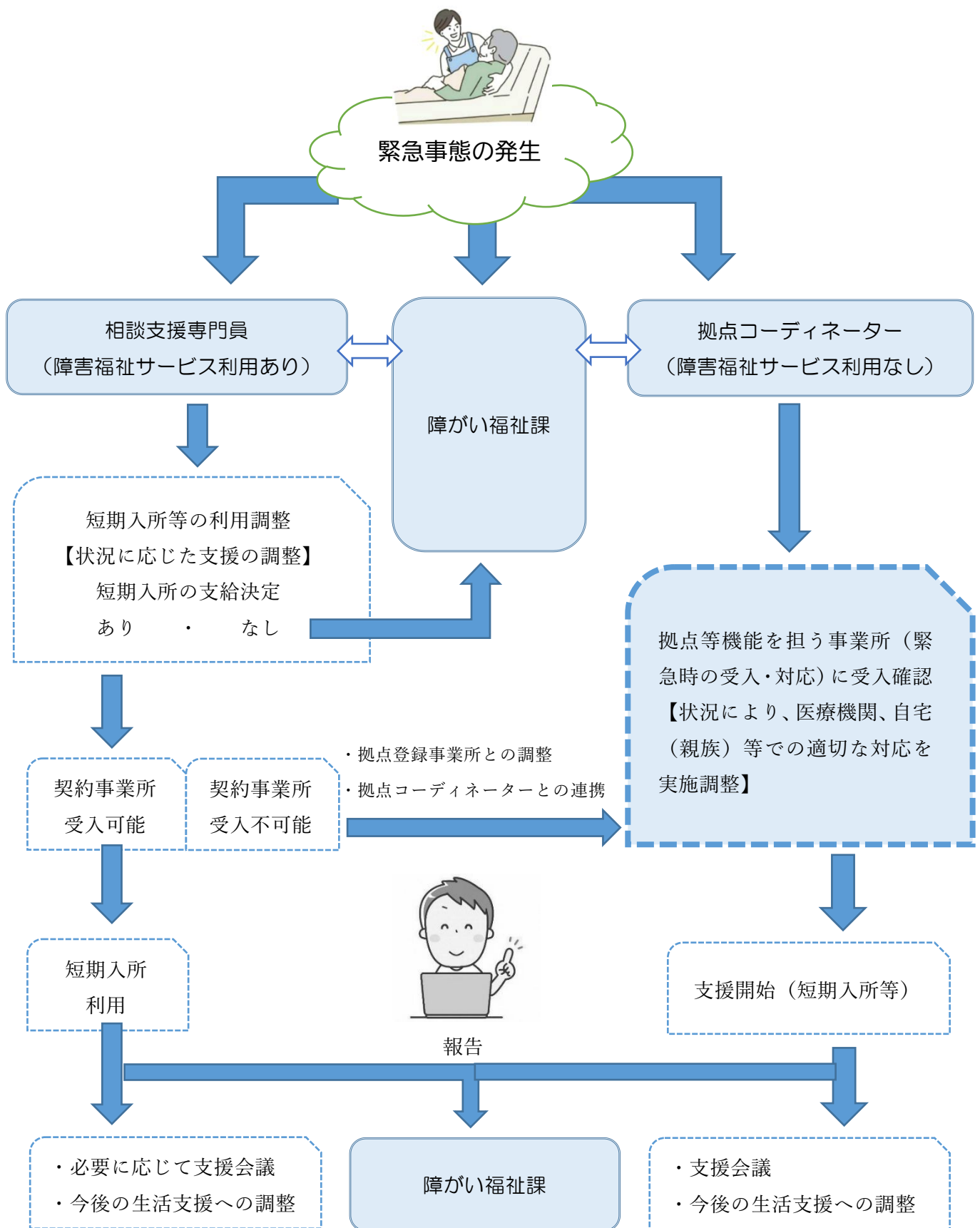
☎『緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受入れを行う』

(2)「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う主な機関と役割

機能を担う機関	役 割
[計画相談を利用している場合] ・相談支援事業所	・対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービス利用調整を行う。 ・緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、ニーズに応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。 ・対応が困難な場合は拠点コーディネーターと連携して対応を行う。 ・緊急受入れ後、速やかに在宅復帰に向けた調整を行う。



緊急時支援等の利用に係るフローチャート



機能を担う機関	役 割
[計画相談を利用していない場合] ・拠点コーディネーター	・対象者や関係機関より、緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービス利用調整を行う。 ・緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、ニーズに応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。 ・相談支援事業者が対応困難な場合は連携協力して対応する。 ・即時の対応が難しい方は想定される状況を整理し、関係者間で協議する。 ・緊急受入可能な拠点登録事業所の状況等を把握しておく。 ・法や医療に関わるケースは、必要な関係機関(警察、医療機関等)に連絡するよう伝えることも念頭に置いておく。 ・緊急受入れ後、速やかに在宅復帰に向けた調整を行う。
・短期入所事業所 ・グループホーム ・訪問系サービス事業所 ・医療機関	・地域生活支援拠点登録事業所の相談支援事業所や拠点コーディネーターから緊急受入対応の要請があった場合、可能な限り協力(受け入れ)する。 ・障がいのある人の状態に応じて、短期入所のみではなく、グループホームや医療機関または自宅において訪問系サービスを利用するなどの適切な対応を行う。 ・緊急時の対応窓口の明確化、体制を整える。 (担当者を決め、緊急に応じられる体制を確保する。)

※ 障害福祉サービスの支給決定を受けていない場合には、速やかに障がい福祉課へ連絡ください。

(3)-①関連する加算(短期入所事業所が算定できます。)

加 算	内 容
緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 【270単位/日】 <u>※拠点登録なくても算定可能</u> 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 【500単位/月】 <u>※拠点登録なくても算定可能</u>	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日)を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算します。
定員超過特例加算 【50単位/月】 <u>※拠点登録なくても算定可能</u>	「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切ったうえで(10日間を限度)、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととします。
緊急時のための受入機能の強化 【100単位/日】 【200単位/日】※医ケア、重心、強行	古河市が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、緊急時に限らず、短期入所利用者全員についてサービスの利用開始日に加算します。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、市、拠点コーディネーターとの連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重度心身障がい児者又は強度行動障がい者を有する児者に対し、サービスの利用開始日に加算します。 ※短期入所のサービス利用の開始日に加算します。

(3)-②関連する加算(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援事業所が算定できます。)

加 算	内 容
緊急時対応加算 【100単位/日】月2回限度 <u>※地域生活支援拠点の場合は+50単位/回</u>	古河市が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担い、対応を行った場合に加算します。

(3)-③関連する加算(自立生活援助事業所が算定できます。)

加 算	内 容
緊急時支援加算 【711単位/日】 <u>※地域生活支援拠点の場合は+50 単位/回</u>	緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に加算します。

(3)-④関連する加算(地域定着支援事業所が算定できます。)

加 算	内 容
緊急時支援加算 【734単位/日】 <u>※地域生活支援拠点の場合は+50 単位/回</u>	緊急時に利用者等からの要請に基づき、速やかに訪問または一時的な滞在による支援を行った場合に加算します。

(3)-⑤関連する加算(生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所が算定できます。)

加 算	内 容
緊急時受入加算 【100単位/日】	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算します。



7-Ⅲ 古河市地域生活支援拠点の各機能について (3)体験の機会・場の提供

(1)「体験の機会・場の提供」の内容

障害者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立に係るグループホーム等での宿泊体験若しくは一般就労を目指す障がい者等に就労体験の機会又は場の提供をする機能

☞『本人のニーズに合った体験の機会・場を確保し、提供する。』

(2)「体験の機会・場の提供」機能を担う主な機関と役割

機能を担う機関	役 割
相談支援事業所 (サービスを利用している方) 拠点コーディネーター (サービスを利用していない方) 地域移行支援事業所	病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整等を行う。
短期入所事業所 共同生活援助事業所 日中活動系サービス事業所	相談支援事業所、拠点コーディネーターから体験利用の要請があった場合、可能な限り協力する。

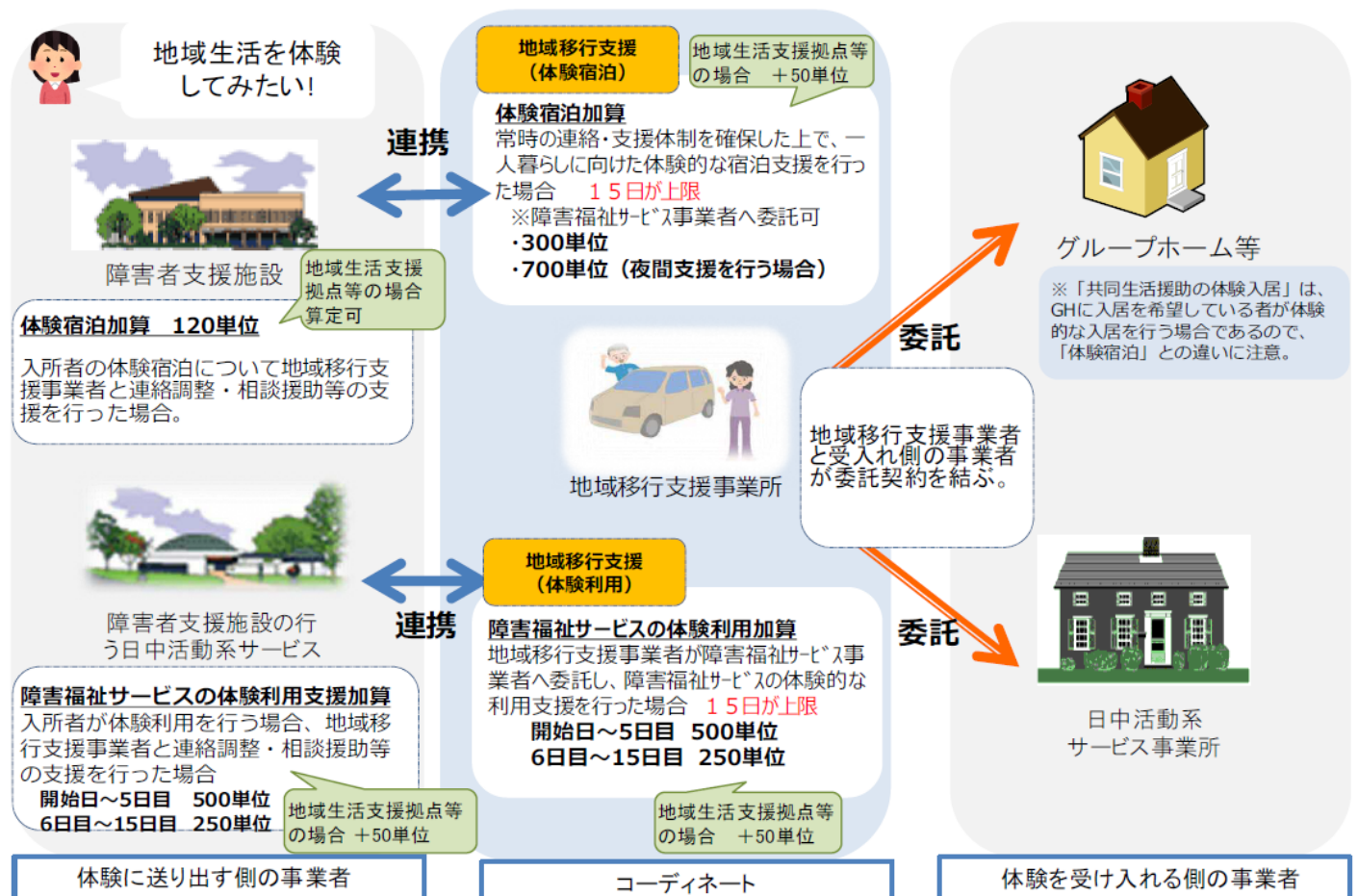
(3)-①関連する加算等(体験利用加算及び体験宿泊加算は地域移行支援事業所が、それぞれ地域生活支援拠点等である場合、所定の単位数+50単位で算定できます)

加 算	内 容
日中活動系サービスの体験利用支援加算 (Ⅰ)500単位/日(初日～5日目まで) (Ⅱ)250単位/日(6日目～15日目まで) <u>※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日</u>	日中活動系サービス事業所を利用する利用者が、地域移行支援を利用し、障害福祉サービスの体験利用支援を行う場合において、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に加算します。 ※体験利用を行う事業所が算定できる加算ではありません。 【日中活動系サービス】 生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援
地域移行支援の体験利用加算 (Ⅰ)500単位/日(初日～5日目まで) (Ⅱ)250単位/日(6日目～15日目まで) <u>※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日</u>	地域移行支援事業者が、利用者に対して、障害福祉サービスの利用体験を提供した場合に加算します。

(3)-②関連する加算等(地域移行支援及び施設入所支援事業所が加算できます。)

加 算	内 容
地域移行支援事業所(体験宿泊加算) (Ⅰ)300単位/日 (Ⅱ)700単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日	(Ⅰ)については、地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたものをいう)を提供した場合に15日を限度として加算します。 (Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等を行なった場合に15日を限度として加算します。
施設入所支援事業所(体験宿泊支援加算) 120単位/日	利用者が施設入所支援を利用中であるとき、施設入所支援を提供している事業者が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合算定します。
施設入所支援事業所(地域移行促進加算) 60単位/日	地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合、1月につき算定します。

体験の場・機会に係る加算・報酬の関係性(イメージ図)



7-IV 古河市地域生活支援拠点の各機能について (4)専門的人材の確保・育成

(1)「専門的人材の確保・育成」の内容

医療的ケアが必要な方や行動障がい有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方などに対して、専門的な対応ができる体制の確保及び専門的な人材の育成を行う機能

🔗『支援者の育成・スキルアップを図る。』

(2)「専門的人材の確保・育成」機能を担う主な機関と役割

機能を担う機関	役 割
基幹相談支援センター (拠点コーディネーター)	相談支援事業所連絡会にて実施している事例検討会について、対象となるケースと関わるサービス事業所も含めた事例検討会へと強化を図ることで人材のスキルアップ及び地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。 また、医療的ケアが必要な方や行動障がい有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応ができる人材の育成を行う。



7-V 古河市地域生活支援拠点の各機能について (5)地域の体制づくり

(1)「地域の体制づくり」の内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

🔗『地域のあらゆる社会資源をネットワーク化する。』

(2)「地域の体制づくり」機能を担う主な機関と役割

機能を担う機関	役 割
古河市障害者自立支援協議会	地域の課題を共有し、課題解決に向け様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。
基幹相談支援センター (拠点コーディネーター) 相談支援事業所	支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。必要に応じて協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

(3)関連する加算

加 算	内 容
地域体制強化共同支援加算 【2,000単位/月(月1回を限度)】	拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等事業者と共同で対応し、自立支援協議会に報告した場合に算定できる(利用者1人につき月1回を限度)。
【算定フロー】 ① 事例検討：【相談支援事業所定例会において事例検討】 ↓ ② サービス担当者会議：【事例検討で得た助言をもとに地域課題を抽出し、サービス内容を検討】 ↓ ③ 支援の実施：【必要な支援を実施する】 ↓ ④ 事例報告：【記録書を作成し、相談支援事業所連絡会において報告】 ↓ ⑤ 自立支援協議会に報告(※主任相談支援専門員が報告) ➡ 加算請求可	

古河市地域体制強化共同支援加算 記録書兼報告書

【事業者情報】

計画相談支援事業所名	
相談支援専門員氏名	
連絡先	

【利用者情報】

利用者氏名	
生年月日(年齢)	年 月 日()
利用サービス	
支援が困難な点	

☐ 共同支援に係る会議及び協議会への報告について本人同意を得ている。

【共同支援に係る会議について

開催年月日	
開催時間	
開催場所	
出席者(所属、職種、氏名)	
開催目的	

【会議の具体的な内容】

①利用者の支援の経緯	
②利用者の支援上の課題	
③②の課題への対応策	
④地域課題・ニーズの現状	
⑤地域生活支援拠点等の現状	
⑥地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について	

【その他(特記事項)】

--

〔以下、自立支援協議会等に報告後に記載〕

【報告状況】

報告した自立支援協議会名	
報告年月日	
報告した相談支援専門員名	

【自立支援協議会での意見】

【課題に対して協議したこと及び今後の取り組み】

【報告後の所感】

8. 古河市地域生活支援拠点事業の実施について

拠点事業の実施については、拠点事業への登録が必要となります。事前に障がい福祉課まで相談していただき、市へ登録申請を行い、登録を受け、必要な際にそれぞれの機能を担い、事業を実施します。

(1) 運営規程の変更

拠点等の機能を担う事業所となる際に、運営規程にその旨の記載が必要。

(2) 申請書の提出

事前相談の後、添付書類を添えて障がい福祉課へ提出。

【提出書類】

- ① 申請書(要綱様式第1号)
- ② 機能を担うことを記載した運営規程

(3) 登録

登録決定後、地域生活支援拠点等事業所名簿(事業所台帳含む)に登録し、地域生活支援拠点事業者登録通知書を事業所へ送付。また、登録した事業所はホームページにて公表する。

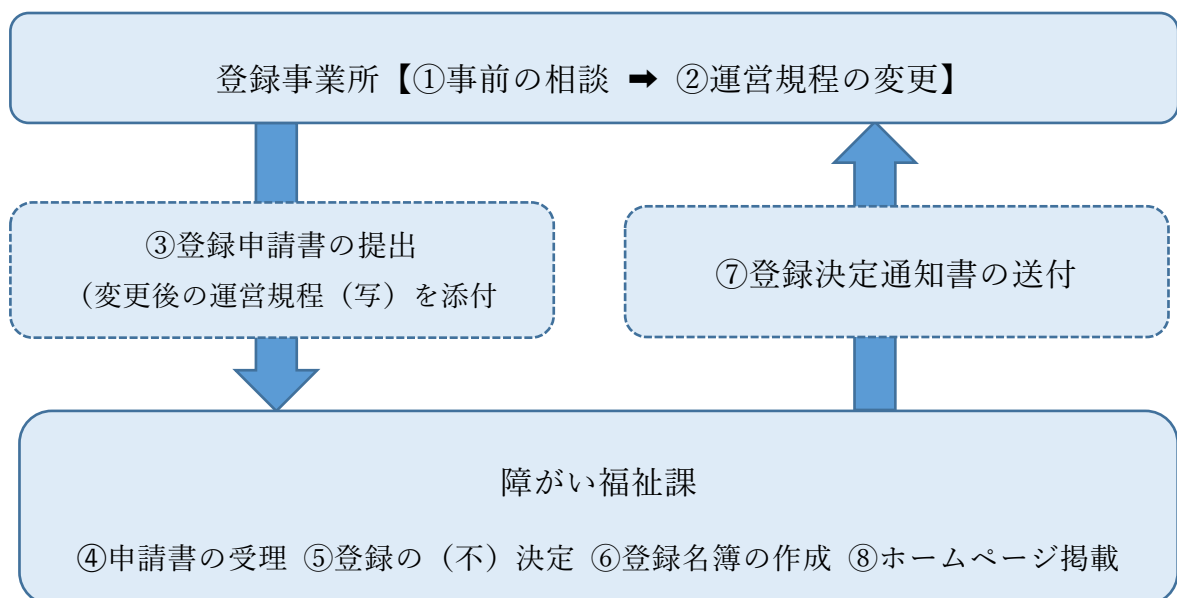
※登録後、給付費の算定に係る届出を県及び市に提出する必要があります。

- ・変更届出書
- ・体制等に関する届出書
- ・体制等状況一覧表
- ・運営規程

※体制届については加算を算定する前月の15日前までに届出が必要です。(15日までに届出された場合、翌月1日から加算の対象となります。提出された月は対象となりません。)

※届出書の提出日は、機能を担うことを記載した運営規程の施行日以降となります。

【登録の手順】



(4) 運営規程への記載について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する際には、次の項目を参考として追加してください。（※以下示す運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。）

運営規定記載(例)
その他運営に関する重要事項 (地域生活支援拠点等の機能を担う事業所) 第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。 (1) 相談 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能。 (2) 緊急時の受入・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。 (3) 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。 (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。 (障害者基幹相談支援センター等が開催する研修への参加、法人外で開催される研修への参加等) (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

※ 運営規程作成にあたっての留意事項

- ① 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、(1)、(2)、(3)、(5)の機能を担うことを運営規程に記載することが、届出(加算の算定)の要件となります。
- ② 短期入所事業所及び訪問系サービス事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)が届出を行う場合には、(2)の機能を担うことを運営規程に記載することが、届出の要件となります。
- ③ 地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所が届出を行う場合、少なくとも(3)の機能を担うことが、届出の要件となります。
- ④ (4)専門的人材の確保・養成の機能については、古河市障害者基幹相談支援センターの業務により担うものとしますので、届出の必要はありません。

